

平成29年度
包括外部監査報告書
(指摘・意見一覧)

平成30年2月



本書は、包括外部監査人から提出された「平成 29 年度包括外部監査の結果報告書」の指摘、意見を一覧として、東京都において印刷したものである。

目次

環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	1
--------------------------------	---

【環境局の事業に関する事務の執行について】

(意見1-1)	エネルギー消費量削減目標の達成可能性について	3
(意見1-2)	キャップ・アンド・トレード制度の削減目標の設定について	3
(意見1-3)	事業所自らの対策による温室効果ガス排出削減の促進について	4
(意見1-4)	家庭の省エネアドバイザー制度の利用実績について	4
(意見1-5)	太陽光発電の導入拡大について	4
(意見1-6)	FCV導入促進事業のモニタリングについて	5
(意見1-7)	FCバス導入促進事業のモニタリングについて	5
(意見1-8)	水素ステーション設備等導入促進事業について	6
(意見1-9)	ロードマップの進め方について	6
(意見1-10)	揮発性有機化合物(VOC)の排出削減について	7
(意見1-11)	騒音、振動対策について	7
(意見1-12)	土壤汚染に係る情報公開の充実について	8
(意見1-13)	土壤汚染対策に係る他局間連携について	8
(意見1-14)	土壤汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する 条例の周知徹底及び情報収集について	9
(意見1-15)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく対応に ついて	9
(意見1-16)	土壤汚染対策に関する指導・助言の拡充について	10
(意見1-17)	東京大気汚染訴訟和解条項の履行について	11
(意見1-18)	自然保全活動の目標設定の見直しについて	12
(意見1-19)	環境局と環境公社との目標値の共有について	12
(意見1-20)	自然公園の利用者数の把握について	13
(意見1-21)	トイレの利用実態の把握と衛生状態の向上について	13
(意見1-22)	多摩地区の東京都レンジャーの活動報告書について	14
(意見1-23)	指定管理者の選定方法の見直しについて	14
(意見1-24)	「東京の自然公園ビジョン」における施策展開の推進について	15
(意見1-25)	保全地域の買取制度に関する情報開示について	15
(意見1-26)	保全地域の保全活動におけるボランティア団体の人材不足に ついて	15
(意見1-27)	「里山へGO!」ホームページアクセス数の改善について	16
(意見1-28)	キョンの防除計画について	16
(意見1-29)	食品ロス問題への取組について	17

(意見 1-30)	最終処分場の延命化について	18
(指摘 1-1)	特命随意契約理由の妥当性について	18
(意見 1-31)	緊急起工による工事案件について	19
(意見 1-32)	東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金の有効活用について	19
(意見 1-33)	環境保全資金融資あっせん制度について	20
(意見 1-34)	花と緑による緑化推進事業の執行率について	20
(意見 1-35)	東京都花と緑による緑化推進事業における補助金交付後の状況確認について	21
(意見 1-36)	「花と緑の東京募金」の用途の周知について	21
(指摘 1-2)	自然公園内に存在する工作物に係る公有財産台帳への登録の正確性について	22
(指摘 1-3)	自然公園内に存在する工作物に係る公有財産台帳登録時の判断基準の統一化について	22
(意見 1-37)	過去の研究記録の適切な保管について	23
(意見 1-38)	重要物品の処分等の意思決定について	23
(意見 1-39)	環境科学研究所内の重要物品の整理について	24
(指摘 1-4)	重要物品台帳の正確性について	24
(意見 1-40)	廃棄物埋立管理事務所の重要物品について	24

【環境局の監理団体の経営管理について】

(意見 2-1)	クール・ネット東京の組織上の位置付けについて	25
(意見 2-2)	理事の選任手続について	26
(意見 2-3)	旧本社敷地の定期借地権設定契約について	27
(意見 2-4)	助成金執行率向上に向けての取組について	27
(指摘 2-1)	預り基金の助成先への振込手続について	28
(意見 2-5)	預り基金の運用方法について	30
(指摘 2-2)	預り基金の管理のための台帳整備について	31
(意見 2-6)	水素情報館「東京スイソミル」来館者の増加施策の検討について	32
(意見 2-7)	廃棄物埋立作業業務にかかる長期間・同一事業者に対する特定契約について	32
(指摘 2-3)	不適切な予定価格の設定について	33
(意見 2-8)	神田情報センターにおける適切な内部統制の構築について ...	33
(指摘 2-4)	少額契約案件の発注単位について	33
(指摘 2-5)	分割発注の防止について	34
(意見 2-9)	少額契約の金額的基準について	34

環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の
経営管理について

【環境局の事業に関する事務の執行について】

(意見 1 - 1) エネルギー消費量削減目標の達成可能性について (本文 68 頁)

都は、環境基本計画において、平成 42 年までに平成 12 年比 38%のエネルギー消費量削減、という目標を設定している。確かに、平成 27 年時点で 21.5%の削減率を達成しており、このままのペースで削減が進めば、38%の削減目標は達成可能とも考えられる。しかしながら、部門別に見ると、運輸部門で削減目標 60%程度に対して 41.7%、産業・業務部門で削減目標 30%程度に対して 17.5%のエネルギー消費量の削減が達成されている一方、家庭部門では平成 27 年度に平成 12 年度比でようやく減少に転じ、削減目標 30%程度に対して 2.5%の削減が達成されるにとどまっている。これらの点を考慮すれば、このままのペースで削減が進むと想定することは楽観的である。

都は、気候変動に対する強い危機感を抱くとともに、世界有数の消費都市の責務として、環境基本計画においてエネルギー消費量の削減目標を立てている。今後も引き続き、各年度のエネルギー消費量の動向、各部門における施策の効果进行分析するとともに、エネルギー消費量削減目標の達成を確実にするために、必要に応じた追加的な施策の実施を検討されたい。

(意見 1 - 2) キャップ・アンド・トレード制度の削減目標の設定について
(本文 70 頁)

環境局は、キャップ・アンド・トレード制度の第二計画期間において、温室効果ガス削減義務率 15%又は 17%を課している。制度の対象となる事業所の 7 割以上が、第一計画期間終了時点で第二計画期間の削減義務目標を達成している状況であるが、平成 20 年 3 月に策定された環境基本計画に定める都内の温室効果ガス排出量を「2020 年までに 2000 年比 25%削減」の目標に基づき、既に決定・実行されている第二計画期間の目標を事後的に変更することはできない。一方、平成 28 年 3 月に公表された環境基本計画では、「2030 年までに 2000 年比 30%削減」という新たな温室効果ガス削減目標が掲げられている。

次の計画期間においては、この目標を達成するために必要な削減目標を設定するとともに、第二計画期間においても、既に削減目標を達成している事業所に引き続き削減が進むようインセンティブを与える施策の実施を検討されたい。

(意見 1－3) 事業所自らの対策による温室効果ガス排出削減の促進について
(本文 71 頁)

キャップ・アンド・トレード制度の第二計画期間において、環境局は、平成 26 年度の排出量が維持されると仮定した場合、対象事業所の 23%が自らの対策のみでは義務達成が困難である見込みとしており、第一計画期間と比べて排出量取引による義務履行が増加する可能性がある。

排出量取引制度は都全体として経済効率的な排出削減が行われるというメリットがあるなど有効な義務履行手段であるが、まずは、自らの削減を推進するという観点から、自らの削減のみでは削減目標の達成が困難な事業所に対して、温室効果ガス削減のためのノウハウの提供、個別の事業所に対する助言活動等をより積極的に実施することで、排出削減を進められたい。

(意見 1－4) 家庭の省エネアドバイザー制度の利用実績について
(本文 77 頁)

家庭の省エネアドバイザー制度は家庭部門におけるエネルギー消費量削減のため、都にとって重要な制度であるが、平成 28 年度における 1 対 1 のアドバイス実施実績は 88 件、セミナーやイベント等を通じて行う 1 対多数のアドバイス実施実績は 173 件 (4,308 人) であり、本制度をもって、都が約 1,300 万人の都民に対して家庭の省エネに関する普及啓発を十分に実施しているとは言い難い。

都民へ省エネを更に訴求し、家庭部門におけるエネルギー消費量を更に削減するために、本制度を含め、都が実施する家庭の省エネに関する普及啓発の取組について、見直しを検討されたい。

(意見 1－5) 太陽光発電の導入拡大について (本文 81 頁)

都は、「ソーラー屋根台帳」等を利用し、太陽光発電の導入拡大を図っている。太陽光発電の導入が進まない理由の一つとして導入コストの問題があったが、平成 42 年に向けて発電コストは火力発電所並みに下がるとの試算も出ており、コストの問題は解消する可能性が高いため、太陽光発電の更なる導入拡大を図るための施策を実施する良い機会である。また、太陽光発電は自らの設備で発電可能であるため、災害発生時に外部からの送電が停止した場合でも電力を得ることが可能であり、災害対策としても有用である。

以上より、都はこれらの点を十分説明することを前提として、更なる太陽光発電の推進を検討されたい。

(意見 1－6) FCV 導入促進事業のモニタリングについて (本文 97 頁)

都は、FCV 導入促進事業については環境公社を通じて購入費の補助事業を実施している。当該事業の計画では、都内における FCV 保有台数を目標指標とし、平成 32 年目標 6,000 台としている。

FCV 導入促進事業は平成 32 年度までの事業であり当該計画期間においてもメーカー動向、水素関連の技術革新など FCV 導入促進事業を取り巻く外部環境に変化が生じることが想定されるため、都は、FCV 導入促進事業に関する外部環境の変化に留意して目標と実績の乖離を適切にモニタリングし、進捗状況を管理している。

今後も預り基金の積み増しが予想されることから、FCV 導入促進事業の実施に当たっては、外部環境の変化を捉え、事業の進捗状況を適切にモニタリングし、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われたい。

(意見 1－7) FC バス導入促進事業のモニタリングについて (本文 99 頁)

FC バス導入促進事業のため、都は平成 27 年度に燃料電池バス導入促進事業基金 10 億円を環境公社に預り基金として出えんしている。

また、FC バス対応水素ステーション増加に向けた技術動向や規制緩和等を把握し、水素ステーション整備補助も行い、事業者が懸念するであろう FC バス用水素ステーション不足にも対応しながら FC バスの導入促進を進めているところである。

平成 32 年目標 (100 台以上) に向けて、今後も預り基金の積み増しが予想されることから、FC バス導入促進事業の実施に当たっては、外部環境の変化を捉え、進捗状況をモニタリングし、目標の達成に向けて課題の分析や施策の検討を行い、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われたい。

(意見 1－8) 水素ステーション設備等導入促進事業について (本文 105 頁)

都は、水素ステーション設備等導入促進事業について、環境公社を通じて水素ステーション整備に係る補助事業を実施しているところである。当該事業の計画では、都内における水素ステーションの箇所数を目標指標としており、平成 32 年目標 35 か所としており、平成 29 年 3 月末における実績は 12 か所となっている。

平成 32 年目標 (35 か所) に向けて、今後も預り基金の積み増しが予想されることから、水素ステーション設備導入促進事業の実施に当たっては、外部環境の変化を捉え、事業の進捗状況を適切にモニタリングするとともに、目標の達成に向けて課題の分析及び施策の検討を行い、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われたい。

(意見 1－9) ロードマップの進め方について (本文 110 頁)

環境局は、水素社会実現に向けた取組をロードマップに示すとおり、水素需要拡大を目指した目標を示し、また、平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間、FCV 普及や水素ステーション整備等の補助事業を進めているところである。

環境局が設定した FCV 普及や水素ステーション整備の平成 37 年目標 (100,000 台、80 か所)、平成 42 年目標 (200,000 台、150 か所) は、将来的に期待される CO₂ フリー水素供給拡大に向けた水素需要増大を目指すための目標と考えられるが、平成 32 年目標 (6,000 台、35 か所) と比較すると意欲的な目標となっている。

補助事業が終了する平成 33 年度以降は、補助事業の継続等は未定となっているが、意欲的な目標を達成するためには、FCV 普及や水素ステーション整備の後押しが必要になり、目標達成に向けた課題検討を通じて事業の進め方を検討していくことも必要になる場合もある。

環境局は、平成 33 年度以降も水素社会実現に向けた取組を継続するに当たり、ロードマップの進行に合わせた目標達成に向けて、目標と実績の比較、乖離状況の分析や課題検討など実施し、施策の検討、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われたい。

(意見 1 - 1 0) 揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減について (本文 115 頁)

揮発性有機化合物 (VOC) は、窒素酸化物と光化学反応を起こして光化学オキシダントを生成し、また、光化学反応等により大気中で粒子化し、PM2.5 を生成する原因物質でもあるため、VOC の削減は、光化学オキシダント対策及び PM2.5 対策の両方にとって必要不可欠である。

都は、環境基本計画において、世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境が実現されている状態をあるべき姿として設定し、平成 36 年度までに PM2.5 の環境基準達成率を 100%に向上させる、平成 32 年度までに光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロにする、また、平成 42 年度までに全ての測定局における光化学オキシダント濃度を 0.07ppm 以下とするという目標を掲げているが、直近 9 年間の光化学スモッグ発令日数及び光化学オキシダント最高濃度に大きな変化は見られない。

これまでも、大規模事業者に対する規制に加え、VOC 対策アドバイザーの派遣、VOC 対策ガイドの作成、VOC に関する各種セミナーの開催等を通じて、中小規模事業者の VOC 排出削減に対する自主的取組を積極的に支援してきた結果、直近の推計である平成 22 年度の都内産業部門からの VOC 排出量は、平成 12 年度比で約 4 割削減されるなど効果を上げている。

今後も環境基本計画に定める目標を達成するため、事業者及び都民の VOC に対する理解を積極的に促すとともに、PM2.5 や光化学オキシダント排出削減のために VOC の排出削減が必要であること、また削減のために都民一人一人が為すべきことを積極的に周知し、今まで以上に自主的削減を促されたい。それと同時に、PM2.5 や光化学オキシダントの測定結果及びその変化の分析及び施策の効果を検証し、環境基本計画で掲げられた目標が達成できるよう、必要に応じた対策を立案実施されたい。

(意見 1 - 1 1) 騒音、振動対策について (本文 119 頁)

騒音、振動に係る苦情の件数は、全国で都が最も多く、また、人口 100 万人当たりの苦情の件数においても、都が最も多い状況である。また、苦情の件数については明確に減少していない状況である。

確かに、騒音、振動対策の所管は区市にあるが、苦情の件数が全国で最も多い状況や苦情の件数が減っていない状況に鑑みると、広域自治体の立場から新たな支援を検討するなどして苦情件数の減少に努められたい。

(意見 1-12) 土壤汚染に係る情報公開の充実について (本文 123 頁)

土壤汚染対策法において、土壤汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域については、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定を行うこととされている。この点、都では、環境局のホームページにおいて、現時点の要措置区域等を公表しているが、ホームページは適宜更新されていることから、ホームページ検索時点の要措置区域等しか把握できず、過去に要措置区域等として指定され、その後解除された要措置区域等については確認することができない。

また、ホームページで掲載している内容よりもより詳細な情報が記載されている台帳は、都内 2 か所にしか設置していないため、これを閲覧するには、平日の業務時間内に限られることとなり、利便性に欠ける状況にある。

さらに、土壤汚染対策法上、あくまで現時点の要措置区域等について閲覧に供することとされていることから、過去に要措置区域等に指定され、その後解除された地域等については、開示請求の手続を行わなければ閲覧することはできない仕組みとなっており、過去の情報を入手することは容易ではない状況にある。

一方で、土壤汚染に係る情報は、土地の資産価値に直結し得るものであるため、情報の公開に当たっては、かかる観点の配慮も必要である。環境省の調査によると、要措置区域等から解除された区域についても、ホームページにおいて掲載している団体は 158 団体中 48 団体存在するとのことであるが、情報公開による影響も考慮しながら、一層の情報公開の充実を図るという観点から、現状のホームページの掲載情報について改めて整理されたい。

(意見 1-13) 土壤汚染対策に係る他局間連携について (本文 125 頁)

土壤汚染は蓄積性が強く、地下水の汚染とも密接に関連し、その影響が長期に及ぶ。また、環境面、経済面、社会面などの多角的な視点から、事業者による合理的な対策の選択を促すための手法を検討していくと環境基本計画に掲げられている。

このため、環境局は庁内各局も一事業者であることを認識した上で、他局との必要な連携も進めながら、事業者による合理的な対策の選択を促すための手法を検討されたい。

(意見 1 - 1 4) 土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の周知徹底及び情報収集について (本文 127 頁)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例が施行された平成 13 年以降、築地市場で行われた合計 8 か所の建設工事に際し、条例に基づく届出が行われていなかった問題は、本来、都民及び都の民間事業者には条例の遵守を呼びかけるべき都庁内において条例違反が生じている点で、大きな問題と言える。

本件は、第一義的には、届出義務違反を起こした中央卸売市場の問題ではあるが、環境局においても 10 年余りの期間同一の部局の未届けについて、なぜ早期に発見、是正ができなかったのか十分な検証が必要である。

環境局は、土壌汚染対策法又は条例に基づく届けを受け身として待つのではなく、適切な土壌汚染対策を推進する責任部局として、少なくとも都庁内において、従来に比してより頻度を増やして、土壌汚染対策法及び条例についての定期的な説明会の開催及び相談会の開催等啓発活動を実施されたい。

(意見 1 - 1 5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく対応について (本文 128 頁)

環境局は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例が施行された平成 13 年以降、築地市場で行われた合計 8 か所の建設工事に際し、条例に基づく届出が行われていなかったという築地市場における条例違反に関し、届出未実施という条例違反のあった土地について、事後であっても対応を行うよう指導しているとのことである。

一方、環境局の事業は土壌汚染対策を行うため土壌汚染対策法及び条例に基づく規制が適正に実施されているかを監視することにある。

今回条例違反のあった土地については、営業中の建物が多くあり、土地の掘削等の予定もないことから、現段階ですべての該当する土地の調査は行わず、築地市場の豊洲市場への移転後、速やかに着手するとしているが、移転後に築地市場用地を開発する際には、築地市場全域にわたっての対応を都庁内の関連部署が連携して検討するべきであり、環境局はその際に、適切な規制・指導・助言を実施されたい。

(意見 1 - 1 6) 土壌汚染対策に関する指導・助言の拡充について

(本文 129 頁)

豊洲市場用地における土壌汚染対策工事は、環境局も参加した専門家会議において決定されているが、事業主体である中央卸売市場の判断に基づき進められており、環境局としては、同工事に対する直接的な介入をしていない。

本件は、様々な対策を講じながらも、都民や関係者の安心に繋がらなかった点において、リスクコミュニケーションの観点から問題がある。

土壌汚染対策に関して専門的知見を有している環境局は、都として適切な土壌汚染対策の推進を図るべく、本件に限らず、適切な情報発信やリスクコミュニケーションの観点からも、他部局に対して適切な指導・助言をされたい。

(意見 1 - 17) 東京大気汚染訴訟和解条項の履行について (本文 132 頁)

都は、平成 19 年 8 月の東京大気汚染訴訟の和解を受け、気管支ぜん息患者救済のため、和解関係者からの拠出金を基に、平成 20 年 8 月に 18 歳以上の気管支ぜん息患者の医療費助成制度を創設した。本制度は、和解条項により、制度創設後 5 年を経過した時点で見直すこととなっており、平成 26 年度に条例を改正した。福祉保健局は、大気汚染医療費助成制度に基づき、医療費の助成を実施している。

東京高等裁判所による和解勧告は、東京大気汚染訴訟について、自動車利用で得られる利益は大きなものである反面、自動車排ガスが大気汚染を引き起こし、ひいては健康や生活環境に好ましからざる影響を与えること、自動車排ガスがもたらす大気汚染の責任は、自動車メーカーだけでなく、自動車排出ガス基準を定める権限を有する国、自動車に道路を利用させる道路管理者、そして、ユーザーである国民一般にも等しく社会的責任として受け止めるべきことを示し、原告の訴訟提起は、個人的利益のためになされた矮小なものではなく広く社会に環境問題を提起した訴訟と評価している。

事実、訴訟が進む過程で、国や地方自治体による自動車排ガス規制関連法令の改正、低排出ガス車認定制度、ディーゼル車規制条例の制定、自動車メーカーによる環境負荷を低減した自動車の開発、道路管理者による汚染物質拡散減少措置など道路状況改善といった環境保護に向けた活動が進展した。

和解条項に基づき、国は「公害健康被害の補償等に関する法律に定める予防事業に充てるために」60 億円を拠出し、都はその受け皿として「公害被害予防基金」を造成して、平成 20 年 8 月から、街路樹の整備、低公害・低燃費車の購入支援、ぜん息講演会等の事業の資金に基金を活用している。

また、環境対策の実施に当たっては、和解条項に掲げる環境対策の円滑かつ効果的な実施に向けて、「東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会」を設け、年 3 回、原告側の要請を受けて意見交換を行い、取り入れられる要請については事業化を図るなど事業連携を行っている。都においては環境局だけでなく、建設局、都市整備局、警視庁も担当しており、さらに国（国土交通省、環境省）や首都高速道路（株）も加えて総合的に対策を行っている。

確かに、現在の大気環境は、ディーゼル車規制、自動車 NO_x・PM 法の制定、自動車排出ガス規制の強化などの施策の効果により、大幅に改善が進んでいる。しかし、平成 28 年度の二酸化窒素の環境基準達成率は自排局で 97%、また、PM2.5 の環境基準達成率は一般局で 98%、自排局で 86%であり、まだ改善途上であると言える。

したがって、和解条項の趣旨にのっとり、更なる大気環境の改善のため、低公害・低燃費車の導入促進、NO_x の削減等に資する施策を更に進められたい。

(意見 1－18) 自然保全活動の目標設定の見直しについて (本文 138 頁)

現状の環境局における自然保全活動の目標設定は、直近実績と同等の活動状況にて達成可能であることから、参加者の動向、意見等を具体的に分析したうえで、必要な検討を行う必要がある。

したがって、環境局は、環境基本計画に定めた施策の方向性を実現すべく、参加者の意見の分析をはじめ、各自然体験活動の成果を検証するとともに、自然体験活動事業に参加していない保全団体への働きかけを行い、随時、目標設定を上方修正するなどの見直しを実施されたい。

(意見 1－19) 環境局と環境公社との目標値の共有について (本文 140 頁)

環境局は保全地域における活動の参加人数を平成 36 年度までに 3 万 3 千人とする数値目標を立てており、環境局は環境公社に委託する事業からこの目標の 3 分の 2 の達成を想定している。しかしながら、その目標人数の内訳については環境公社に示してはおらず、環境公社は自らが受託する事業に対して都が想定している目標参加人数を把握できなかった。

環境局が自然環境を保全し、将来に継承することを目的として、環境公社に対して体験プログラムを含む関連業務を委託しているという趣旨に鑑みると、委託事業単位で裾野の広がり把握するための数値情報を共有し、協力して更なる拡大を目指すことは施策の実効性を高める観点から有用である。

ボランティア人材発掘の母体となる体験プログラム等の参加者の人数の目標を環境局と環境公社の間で共有し、当事者双方で共通の認識を持った上で目標達成に向け努力されたい。

(意見 1 - 2 0) 自然公園の利用者数の把握について (本文 144 頁)

環境局では自然公園の利用者数をビジターセンターの訪問者数に係数を乗じる方法により推計しているが、推計の基となる数値が長期間見直されておらず、実態と乖離している可能性が存在する。

また、自然公園利用者数が四半世紀以上にわたり変化していない自然公園や、自然公園区域内の施設利用者数よりも自然公園の利用者数が下回っている自然公園が存在するなど、環境局が把握している数値は不自然な数値となっている。

自然公園の利用者数に関する情報は自然公園事業推進のための基礎情報として利用する目的で集計していると考えれば、推計と実態とが乖離している場合、現状認識を歪めて適切な判断を阻害し、ひいては各種自然公園施策について最少の経費で最大の効果を上げることを阻害する要因となり得るため問題である。

したがって、環境局はカウントすべき利用者数を再定義した上で、自然公園や各種施設の状況の変化を勘案できるよう推計方法を見直すなどして、より実態を反映した利用者数の把握に努められたい。

(意見 1 - 2 1) トイレの利用実態の把握と衛生状態の向上について

(本文 155 頁)

トイレ等施設の衛生状態の向上についてはアンケートのほか、利用者から多数の意見が寄せられている。

環境局はトイレが不衛生に感じられる原因は、トイレの老朽化と使用方法の誤りにあると考えており、また利用者からは衛生状態向上よりも洋式化を望む声が強いの認識の下、トイレの新改築を行う方針である。

しかしながら、トイレの清掃回数は過去 5 年間変更されておらず、また利用者からの苦情を受けると、都レンジャーが本来業務の時間を削って清掃作業を行うことがあるとのことであり、必ずしも清掃頻度が十分であるとは言い切れない。

このように、自然公園内のトイレに対し利用者が感じる不衛生感の原因が複数考えられる状況にあっては、環境局はこれまで以上に正確な利用者の声の把握とそれに応じた適切な対策を講じられたい。また、更なるトイレ清掃が必要な場合には予算要求し、トイレ等の施設を清潔に維持管理されたい。

(意見 1 - 2 2) 多摩地区の東京都レンジャーの活動報告書について

(本文 160 頁)

自然保護を目的とした自然公園内の巡視業務を行う都レンジャーが日々の活動報告として作成する日報や電話、メールによる報告は、集約、分析等を実施している形跡が見られなかった。

自然公園は、自然の影響を大きく受けるとともに、即時対応が求められる反面、その時々状況により対応方法が異なることから、日々自然公園を巡回している都レンジャーからの情報を蓄積することが多摩環境事務所にとって重要である。例えば、「危険・要整備」として記載された部分について、その内容や対応方法を集約、分析することで、自然公園で発生する事象の傾向を把握することが可能となり、今後の対策に有益な情報を提供することになる。

したがって、多摩環境事務所は、都レンジャーから日報や電話、メールで報告されている情報を、集約、分析するために適切な様式に変更することも含め、今後の自然環境保護に資する情報の収集方法とその活用方法を検討されたい。

(意見 1 - 2 3) 指定管理者の選定方法の見直しについて (本文 167 頁)

環境局が所管する施設の大部分に指定管理者制度を導入している。環境局では、指定管理者を選定する都度、特命による選定の妥当性を検討しているとのことであるが、結果的に、そのうち半数以上は、「特命」により指定管理者制度導入時から継続して、地元自治体を指定管理者として選定している。

しかし、指定管理者制度を導入する目的に、民間事業者等のノウハウを活用することによって、効果的かつ効率的な施設管理を実施し、もって多様な住民ニーズに応えるという側面があることに、十分に配慮する必要がある。

自然公園施設の多くは地理的に容易にアクセスできない立地にあるため民間事業者の参入条件が厳しいことは理解できるが、環境局によって指定管理者が選定されると、選定された者が複数年にわたって該当する施設を管理運営することになるため、施設を所管する環境局は、コスト削減と行政サービスの向上を継続して実施できるかどうかという観点から、現在の指定管理者の選定方法が本当に合理的な方法かどうか、あるいは指定管理者制度による管理が妥当かどうかを慎重かつ十分に検討されたい。

(意見 1-24) 「東京の自然公園ビジョン」における施策展開の推進について
(本文 170 頁)

環境局は、自然公園ビジョンにおいて、利用者層及び利用目的の多様化に対応すべく、具体的な施策展開を示している。一方、自然公園ビジョンが策定されてから1年も経過しておらず、当該ビジョンに沿った具体的な対応を進めている段階であり、現状とビジョンの間にはまだ乖離が存在する。

東京 2020 大会に向けて、外国人利用者を始めとした利用客がさらに増加すること等により、利用者層及び利用目的の更なる多様化が想定されることから、計画に示している各種施策の優先順位を明確にするとともに、施策に従った取組を着実に推進されたい。

(意見 1-25) 保全地域の買取制度に関する情報開示について (本文 174 頁)

保全地域の買取制度について毎年多額の都費が使われているが、保全地域のこれまでの取得価額について都民に情報開示していないことから、環境局が行っている保全地域制度の成果を都民に十分発信できていない。

したがって、環境局は、保全地域の取得価額に関する現在情報(ストック)を集計するとともに、保全地域の公有化に要した費用など必要な情報を都民に開示されたい。

(意見 1-26) 保全地域の保全活動におけるボランティア団体の人材不足について (本文 181 頁)

保全地域の保全活動においては、ボランティア団体の将来の人材不足が懸念されており、現実的な解消施策が存在しないことから、将来において適切に保全活動が行われない保全地域が生じる可能性がある。したがって、環境局は、各保全地域の保全活動が、十分な活動参加者規模をもって将来にわたり適切に実施されるよう、ボランティア団体の人材不足という課題に一層取り組むとともに、各団体が抱える課題を分析し、地域の実情に応じた取組を推進されたい。

(意見 1 - 27) 「里山へGO！」ホームページアクセス数の改善について
(本文 184 頁)

一般都民から保全活動の参加者を直接受け入れるための広報媒体として「里山へGO！」ホームページがあるが、同ホームページの現状のアクセス数は、都民全体に対する広報活動の面からは十分な水準にあるとは言えない。

したがって、環境公社は、「里山へGO！」ホームページのアクセス数の改善に向けた対策を講ずるとともに、環境基本計画で掲げている「生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大」を広報活動の面において十分に支援されたい。

(意見 1 - 28) キョンの防除計画について (本文 189 頁)

都は、伊豆大島に生息し、特定外来種に指定されているキョンの捕獲を行い、根絶を目指している。平成 23 年度の包括外部監査において「キョンは繁殖力が強いことから、関係者の様々な創意工夫による継続的な捕獲が不可欠であり、都は、キョンの生態や生息実態を踏まえ、引続き、効果的・効率的な捕獲手法を検討し、外来生物対策事業の更なる実施に努められたい」との意見が付され、平成 26 年 6 月に、①1,000 頭捕獲目標に向けた対策及び②根絶に向けた計画の見直しを実施したことをもって、措置済としている。

しかし、平成 26 年以降も依然として推定生息数が増加傾向であることに変わりはない。

環境局は、平成 28 年度から新たに緊急対策事業を実施し、キョンの防除対策を抜本的に強化している。平成 28 年度以降の捕獲数は、大幅に増えているものの、根絶するには更なる捕獲が必要と言える。

キョンの生態的な特徴から、一度に大量に捕獲することは困難であるが、その繁殖力の強さから、早期に捕獲をしないと頭数が増加の一途を辿ることが容易に推測される。

したがって、環境局は、より効果的・効率的な対策について検証し、キョンの根絶に向け、予算配分の検討を含め、一層計画を充実させ、着実に対策を講じられたい。

(意見 1－29) 食品ロス問題への取組について (本文 210 頁)

現在、食品ロスに対する取組は世界規模で行われている。そのような中、都では 2020 年に向けた実行プランにおいて平成 42 年度までに食品ロス半減を達成するという目標を掲げており、そのための施策として、平成 32 年度までに「食品ロス削減・東京方式」を確立することとしている。

そこで、平成 28 年度においては、防災備蓄食品のリサイクルを進めることで食品ロス削減に資するモデル事業の実施等を行っているが、当面の人口増による更なる食品ロスの増加及び意見 1－30 (最終処分場の延命化について) で述べている廃棄物の埋立処分場の問題に鑑みると、食品ロス、ひいては食品廃棄物の削減への取組はさらに推進していくことが必要である。

都としての実施が有効であると考えられる取組は、広域での食品ロス削減啓発活動、食品ロス削減取組事例の紹介及びモデル的事業の実施、東京都管理施設での食品ロス削減(備蓄品の利活用など)及び未利用食品提供側と需要側(フードバンク、子ども食堂など)とのマッチング等が考えられる。

このような取組は、すぐに採用可能なものばかりではない。しかしながら、民間においても食品ロス削減のための取組は進んでいる状況であり、先進国の大都市・東京として、都が先駆的に実施していくことは社会的にも望まれるところである。そのため都においては、他の自治体の見本となるよう、より積極的な取組の採用を検討されたい。

(意見 1 - 30) 最終処分場の延命化について (本文 218 頁)

特別区が排出する一般廃棄物の焼却残渣等を埋め立てている新海面処分場は、東京二十三区清掃一部事務組合の最終処分量が計画どおりに進捗するならば、平成 42 年度末時点での残余年数は約 60 年と試算されるが、新海面処分場の残余年数は、特別区のごみ減量の取組や東京二十三区清掃一部事務組合の計画達成度合いの影響を受ける。

これまでの東京二十三区清掃一部事務組合の最終処分量にかかる実績推移を見ると、当初予定していた計画数量の削減は達成できておらず、前回の計画策定時よりも残余年数が約 7 年短縮された結果となっている。このような状況が今後繰り返し発生すると、さらに残余年数は短縮されることが予想される。

一般廃棄物処理の法制度上、最終処分の責任は特別区にあるが、各区はいまだ現行の最終処分方法に代わる方法を結論付けていないと思われ、結論付けるためには相当の年月が必要であると思われること、東京二十三区清掃一部事務組合の計画量を上回る受入による残余年数の短縮は将来区民への問題の先送りであることなどを考慮すると、特別区が、それぞれ将来的に取り得る選択肢や現在の議論の進捗状況、さらには将来起こり得る経済的負担にかかる情報など、区民にとって有用な情報を広く積極的に提供することが必要である。

都は、最終処分場の管理者の立場から、処分場の延命化を図るとともに、特別区が最終処分量削減の議論を加速させる契機となるよう、現行の料金制度の見直しや最終処分場の受入制限を設けるなど、一定のインセンティブについて検討されたい。

(指摘 1 - 1) 特命随意契約理由の妥当性について (本文 228 頁)

特命随意契約理由の妥当性を確認するため、平成 28 年度に締結された特命随意契約の理由書を全件閲覧した。その結果、妥当性に疑問を抱いた案件を 1 件、マイクロバスの修繕 (多摩環境事務所) を検出した。

本件は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) を根拠に特命随意契約を締結している。しかしながら、マイクロバスの修繕にかかる技術は、販売事業者や他の車両整備事業者であっても当然に保有しているものと想定されることから、競争入札に付すことが適切ではないというほど業務の特殊性は存在しない。

また、単数事業者からの見積書の徴取だけで問題がないとされる少額契約 (予定価格 30 万円未満) 以上の発注業務であることから、東京都契約事務規則第 34 条に規定される「なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない」に従って、競争性のある方法で業務を発注すべきであったと言える。

したがって、環境局は、特命理由の妥当性を慎重に確認するなどして、契約の競争性・透明性を確保されたい。

(意見 1-31) 緊急起工による工事案件について (本文 230 頁)

緊急起工は、天災が発生した場合など、公共の安全確保その他の理由により緊急に工事を施行しなければならない場合に適用されるものであるため、緊急起工により工事などを発注する場合には、その工事などの必要性・合理性が認められる範囲で最小限の内容とし、かつ速やかに実施しなければならないこととされている。

平成 28 年度の環境局所管の契約案件の中で、この緊急起工に基づいて発注された工事案件 (日の出山便所設備改修工事) が 1 件存在した。本件は、他のトイレと異なり、これまでにはない汚物ろ過システムが採用されていることから、環境局に蓄積されたノウハウが少なかったことは理解できる。しかし、委託事業者によるメンテナンスの際に、様々な異変などが発生していた可能性があることからすると、これらの異変に対する情報共有の仕方に改善・工夫の余地があったと言える。

環境局の説明によれば、同様のシステムを採用したバイオトイレは、日の出山のほか、高尾山 (2 か所) 及び御岳山 (1 か所) にも存在するとのことである。環境局は、同様のケースによって緊急起工による工事発注が起らないよう施設管理者として必要なノウハウ等を集約するとともに、汚物ろ過システムの停止を未然に防止できるよう適切な施設維持管理の体制を構築することとされた。

(意見 1-32) 東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金の有効活用について (本文 232 頁)

都は、平成 27 年第一回都議会定例会 (平成 27 年 3 月 27 日議決) において、水素エネルギーの利用の拡大を図るとともに、エネルギーの有効利用及び低炭素かつ自立分散型のエネルギーの利用が進んだスマートエネルギー都市の実現を図るため、東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金の設置のための条例の制定をした。

基金の積立額は、同条例第 2 条により、予算で定めることとされており、平成 27 年度予算において 400 億円の繰り入れが措置されている。平成 28 年度においては、1,216,880 千円が環境公社への基金の預け入れとして使用されている。同基金からの支出は、毎年度予算要求を行い、議会の議決を受けて決定されている。毎年度の具体的な要求内容は、水素社会の実現に向けた東京戦略会議 (平成 26 年度) 取りまとめの課題に沿って、その時々技術進歩や製品開発動向等を踏まえて行われている。都は引き続き、外部環境の変化を適時に把握し、将来にわたって基金が有効活用されるよう、基金の使用用途、使用金額について、毎年度慎重に検討されたい。

(意見 1-33) 環境保全資金融資あっせん制度について (本文 236 頁)

環境局は、中小企業者等の自主的な環境保全を促進することを目的として環境保全資金融資あっせん制度を設けている。当該制度の指定対象車両は年々拡大しており、利用しやすい環境が整備されてきている。一方で、その利用実績が減少の一途を辿るとともに、執行率が低迷した状況が続いており、当該制度の目的を十分に達成できているとは言えない状況にある。

このように対象者である中小企業者等にとって、利用しやすい環境の整備が進められているにもかかわらず、利用実績はほとんど伸びず、また低執行率が継続している状況からすると、中小企業者等に当該制度の正確な情報が広く浸透していない可能性がある。

したがって、環境局が目指すべき効果とコストとを慎重かつ十分に検討しながら、多くの中小企業者等に利用される融資あっせん制度となるよう有効な対策を講じられたい。なお、予算執行率の向上を図るためには、適正な規模で編成された予算を前提とする点に留意されたい。

(意見 1-34) 花と緑による緑化推進事業の執行率について (本文 238 頁)

環境局は、ヒートアイランド対策や生物多様性に配慮した緑化等を推進するとともに、人々を魅了する「美しい緑」に包まれた都市東京の実現を図ることを目的に、花と緑による緑化推進事業として、一定規模の植栽づくりに対して、その経費の一部を補助している。しかし、その予算執行率は平成 27 年度が 12.5% (予算 60 百万円)、平成 28 年度が 4.9% (予算 60 百万円) と、著しく低い状況である。補助対象事業は一定規模の緑化であることから、長期の工事となることが想定される一方、補助申請から工事完了まで単年度で完結する案件にのみ補助金を交付することとしていることから、実質的に対象となる事業が限定的であると言え、利用者ニーズに答えられていないと言わざるを得ない。

したがって、事業の存続も含め、補助対象事業に該当するものの、補助申請から工事完了まで単年度で完結しない事業に対しても利用できるよう、制度の運用方法の変更を検討されたい。

(意見 1－35) 花と緑による緑化推進事業における補助金交付後の状況確認について (本文 242 頁)

花と緑による緑化推進事業は、その目的の一つに、人々を魅了する「美しい緑」に包まれた都市東京の実現を図ることを挙げており、この目的からすると、一部の者だけではなく、広く都民一般が花や緑を楽しめる場所を事業対象として選定する必要がある。

しかし、平成 28 年度に補助金交付対象となった緑地は区道に接しているものの、自由に立ち入ることはできない場所であった。このような場所を補助の対象として選定することは、当事業の目的からすると、補助により得られる効果が高いとは言えないため、環境局は事業の選定に当たり、広く都民一般が花や緑を楽しめる場所を事業対象として選定されたい。

また、補助金交付後の緑地の管理が十分とは言えない状況である場所が見受けられた。補助後の事業者による緑地の管理を徹底し、当該事業の目的を達成させるためには、補助要件として 6 年以上の視認可能期間を設けることとして補助を受けた以上、補助事業先は緑地箇所の維持管理を徹底すべきであり、環境局は、整備時のみではなく、その後の管理状況に関しても、書類の確認のみならず現場の状況の確認を併せて実施されたい。

(意見 1－36) 「花と緑の東京募金」の用途の周知について (本文 244 頁)

「花と緑の東京募金」は、緑あふれる都市東京を再生するために平成 19 年に創設した「緑の東京募金」を引き継ぎ、さらに花と緑あふれる都市東京を、都民や企業とともに実現するための募金である。

しかしながら、実際の募金額は年々減少傾向にある。

募金を呼びかける際、具体的な目的となる施策を設定することは、募金を行う都民や企業にとって、具体的な貢献を実感できる機会となり、意識が高まりやすいと考えられるほか、都が現在実施している事業、今後実施予定の事業を周知するという意味においても絶好の機会と言える。

環境局においては、都民にとって魅力を感じられる施策を打ち出すことにより、募金者の意識への働きかけを行うとともに、当該募金者の意思を反映できるよう事業を遂行し、花と緑あふれる都市東京の実現を図られたい。

(指摘 1 - 2) 自然公園内に存在する工作物に係る公有財産台帳への登録の正確性について (本文 250 頁)

公有財産台帳に登録されている財産について、定期的な現物確認を実施していないことから、実際に現物が存在するか否か不明なものが存在する。定期的な現物確認の実施を定めている規定は存在せず、また、容易にアクセスできない箇所が多い広大な自然公園にあって財産の数も膨大であることから、定期的な現物確認を行うことは容易でないと環境局は主張する。

しかし、現物確認を実施しないと、結果的に然るべき時期に処分をしていなかった、又は実態を示していない公有財産台帳を作成していることになってしまい、公有財産の適切な管理という観点からは問題である。

この点、環境局は公有財産台帳に登録すべき財産の範囲を明確にするため、監査対象年度終了後に「財産情報システム登録取扱方針」を定め、併せて多摩環境事務所における未登録財産の今後の取扱いを定めている。したがって、環境局はこれらの方針に適切に従い、公有財産の性質に応じて、定期的に現物確認を実施するなどして、実態に即した正確な公有財産台帳を作成されたい。

(指摘 1 - 3) 自然公園内に存在する工作物に係る公有財産台帳登録時の判断基準の統一化について (本文 253 頁)

自然公園内に存在する遊歩道、指導標、案内板等の工作物について、公有財産台帳に登録されているものとされていないものが存在する。これは、「公有財産関係の条例及び規則の施行について」で定められている工作物の定義、すなわち、「土地に定着した状態」という文言について、担当者によって解釈が異なっていたことに起因する。このように同じ工作物であっても公有財産台帳上での取扱いが異なっている状態を解消、防止するためには、工作物の定義である「土地に定着した状態」とはどのような状態を意味するのかという点を明確にした上で、統一的な取扱いを周知・徹底する必要がある。この点、環境局は監査対象年度終了後において「財産情報システム登録取扱方針」を定め、公有財産台帳に登録すべき財産の範囲の明確化を行ったところである。

したがって、環境局は自然公園内に存在する工作物について、同方針に従い、公有財産台帳上、整合的な取扱いをされたい。

(意見 1 - 37) 過去の研究記録の適切な保管について (本文 255 頁)

環境科学研究所内にある重要物品で、昭和 49 年に取得したものであり、取得から 40 年以上経過しているテープレコーダーが存在した。該当のテープレコーダーは旧型の機器であり、過去に録音された研究記録を再生するためだけに保管しているとのことである。しかし、テープレコーダーが故障した場合に備えた、録音データのバックアップの必要性については不明であった。

過去の研究記録が学術的に貴重なものであり、環境局にとって必要であるならば、旧型のテープレコーダーを保存するのではなく、他の記録媒体への移行を検討すべきである。

したがって、過去の研究記録については、いつ再生ができなくなるか分からないテープでなく、電子媒体など他の適切な媒体による保存を検討されたい。一方、過去の研究記録を不要と判断するのであれば、テープレコーダーについて将来利用する場面が想定されないため、規定に即した適切な対応を図られたい。

(意見 1 - 38) 重要物品の処分等の意思決定について (本文 258 頁)

環境科学研究所の病理室内で、取得後 40 年以上経過し、長年使用されていない顕微鏡を始めとした古い研究備品が、多数保管され、研究所内のスペースの有効的・効率的な運用を阻害している状況にあった。

本来、環境局は所有者の立場から研究備品の処分などの意思決定を行う役割を担っており、環境公社は管理者の立場から研究備品の必要性の判断に資する情報を適時適切に環境局に報告する役割を担っている。この点は、物品等の取扱いに関する要領に各種定めが明記されているものの、その運用が徹底されていないことに起因して、古い研究備品が処分されないままの状況となっていたものである。

したがって、環境局、環境公社ともに、それぞれが担う役割に基づいて、研究備品の保管スペースの有効活用や保管コストを勘案しながら、適時に協議するなどして、今後の使用見込みを慎重に判断されたい。その上で、今後使用見込みがないと判断した研究備品については、所属換えのあつせん、あるいは不用品等に区分換えするなど、速やかに適切な対応を図ることとされたい。

(意見 1 - 39) 環境科学研究所内の重要物品の整理について (本文 258 頁)

現在の病理室の状況は、長らく使用していない研究備品が至るところに置かれており、病理室内のスペースの有効的・効率的な運用を阻害し、病理室の本来の用途としての機能を果たしていない。

したがって、しばらく使用見込みが無い研究備品については倉庫にしまう等整理されたい。

(指摘 1 - 4) 重要物品台帳の正確性について (本文 260 頁)

重要物品台帳に登録されていた粉砕機について、台帳上の設置箇所と、実際の設置箇所との間に不一致が生じていた。これは、重要物品台帳の登録時に誤った設置箇所を入力し、かつ取得から現在までその誤りを発見できなかったことに起因する。

この点、東京都物品管理規則第 42 条において、会計管理者は、重要物品について、「毎年度 3 月末日現在の状況を取りまとめて整理しなければならない」と定められているが、環境局による適切な整理ができてさえいれば、本件は検出されなかったはずであるから、結果的に当該規程に違反していたことになる。

したがって、環境局は今後同様の案件が起こらないよう東京都物品管理規則第 42 条を遵守して、正確な重要物品台帳を作成されたい。

(意見 1 - 40) 廃棄物埋立管理事務所の重要物品について (本文 261 頁)

埋立管理事務所において、不用品としての処分決定があり、重要物品台帳に既に登録が無いにもかかわらず、現物が敷地内に残ったままの車両が 3 台存在した。この点、東京都物品管理要綱には、不用品の定義、処分方法については定められているものの、現物の処分期限については明記されていない。

しかし、不用品が速やかに処分されず、その後も放置されてしまうと、台帳と現物との乖離が経過年数に比例して増大してしまう可能性があること、保管スペースには限りがあること、現物の処分を先送りすることでトータルコストの観点から不利になる場合があること、さらには現物の管理がより煩雑となってしまうため人件費などの管理コストが増大する可能性がある。

したがって、不用品としての処分が決定された場合には、適切な時期に現物の譲渡又は廃棄を実施されたい。

【環境局の監理団体の経営管理について】

(意見 2-1) クール・ネット東京の組織上の位置付けについて (本文 263 頁)

クール・ネット東京は、平成 20 年 4 月に知事の指定により環境公社に開設され、環境公社本部は墨田区錦糸町に、また、クール・ネット東京は新宿区に所在しており、総務部長は本部に在席することが多い状況となっている。

これらを要因として環境公社において本部とクール・ネット東京があたかも別組織のように存在し、それぞれで事業を完結させる組織形態になっている。

例えば、クール・ネット東京は、組織上、環境公社の総務部の下「課」として位置付けられているが、クール・ネット東京の助成事業において助成先の決定、支出手続等について総務部長がその決裁に関与していない。環境公社の一部門として業務に適切な牽制を働かせる視点からは、助成金の支払い手続きは、環境公社の他の支払い手続きと同様に支払部門である経営企画課が行うべきである。

また、クール・ネット東京は、環境公社の総資産の大半を占める 400 億円を超える基金の管理を行う部門であり、派遣職員を含める従業者数も 89 名 (平成 29 年 3 月 31 日時点) と環境公社の中でも重要な組織であるが、現状の組織においてはクール・ネット東京センター長が常務しているにとどまり、本部の関与度合いが低い状況にあると言える。

クール・ネット東京については、これらの観点から環境公社内でより適切な業務運営・管理がなされるよう組織体制の見直しを図られたい。

(意見 2 - 2) 理事の選任手続について (本文 266 頁)

環境公社の理事については、前理事長が平成 28 年 6 月 29 日開催の平成 28 年度定時評議員会「第 2 号議案任期満了に伴う後任理事の選任について」において理事として選任され、その後の持ち回り理事会において理事長として選定されているが、同年 7 月 28 日付けの持ち回り評議員会において、現理事長が理事に就任するとともに、同年 8 月 1 日付けの持ち回り理事会において理事長として選定されている。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条（同法第 96 条を準用）において、理事会設置一般財団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができるとしており、理事会を会議体で行わず、いわゆる持ち回り審議で行うことについて条件を付して認めており、環境公社定款でも同様の規定を置いている。また、評議員会の開催についても同様の規定を置いている。

しかし、当該決議省略は、あくまでも例外規定であり、理事会は理事が招集されての開催が原則である。特に、平成 28 年 7 月に行われた理事長交代に関わる交代理事の選任のための評議員会、同年 8 月の理事長選任のための理事会が、いずれも決議省略とされているが、重要な機関決定のための議事であることを十分に考慮して、事務局が安易に各理事及び各評議員に決議省略の同意を求めることがないように取扱われたい。

また、環境公社の運営に広く内外からの意見を取り入れるとともに、法人運営の透明性を高め、かつ法人運営の適切性を確保する観点から、今後は外部理事の積極的な登用についても検討されたい。

(意見 2 - 3) 旧本社敷地の定期借地権設定契約について (本文 267 頁)

旧本社敷地である東京都江東区潮見の敷地について、以下のとおりガソリンスタンド併設型水素ステーション整備に係る事業用土地賃貸契約を締結している。

賃貸人	環境公社
地積	公簿面積 3,388.1 m ² 、実測値 3,398.11 m ² のうち 2,428.52 m ²
賃貸借期間	平成 27 年 9 月 1 日から平成 47 年 8 月 31 日まで
賃貸借料	1 か月当たり 2,500,000 円

(環境公社作成資料より監査人が作成)

環境公社は、当該土地の賃貸に当たり賃料の鑑定評価を依頼している。当該鑑定評価書では土地について土壌汚染が存することの記載はあるが、月額賃料鑑定評価額として正常賃料は 5,280,000 円とされている。ただし、実際の貸付面積は、2,428.52 m²であり、当該貸付面積で換算すると約 3,770,000 円となる。

土地賃貸借について、理事会においては環境公社定款の規定に基づき土地の活用計画を審議したが、契約先及び契約金額が未定であった。その後、当該計画に基づき、環境公社は契約を締結したが、鑑定評価額に基づき貸付面積分として算定される金額と実際の賃料金額の差額の存在について、理事会に報告していないことは妥当ではない。理事会決議事案に関連する具体的な事象については、最終契約書のドラフトを提示して報告されたい。

(意見 2 - 4) 助成金執行率向上に向けての取組について (本文 269 頁)

環境公社が都から預かっている基金の助成事業について、執行率は総じて低い状態である。それぞれの基金について、自治体、関係団体へのリーフレットの作成・配布、ホームページでの公表周知、メールマガジンでの広報、区市町村への電子メール、事業者向け研修会の開催等の広報活動の努力は行っているが執行率の向上につながっていない。地中熱利用促進事業基金については、基金受け入れ総額 100,000 千円であったが、利用実績がなく、平成 28 年 9 月に全額を都に返還している。

助成金事業としての各基金の利用実績が低いことについては、随時その要因を環境局とともに分析し、タイムリーな対策を講じられたい。

(指摘 2 - 1) 預り基金の助成先への振込手続について (本文 269 頁)

基金の助成先への振込については、クール・ネット東京が、インターネットバンキングにより行っている。

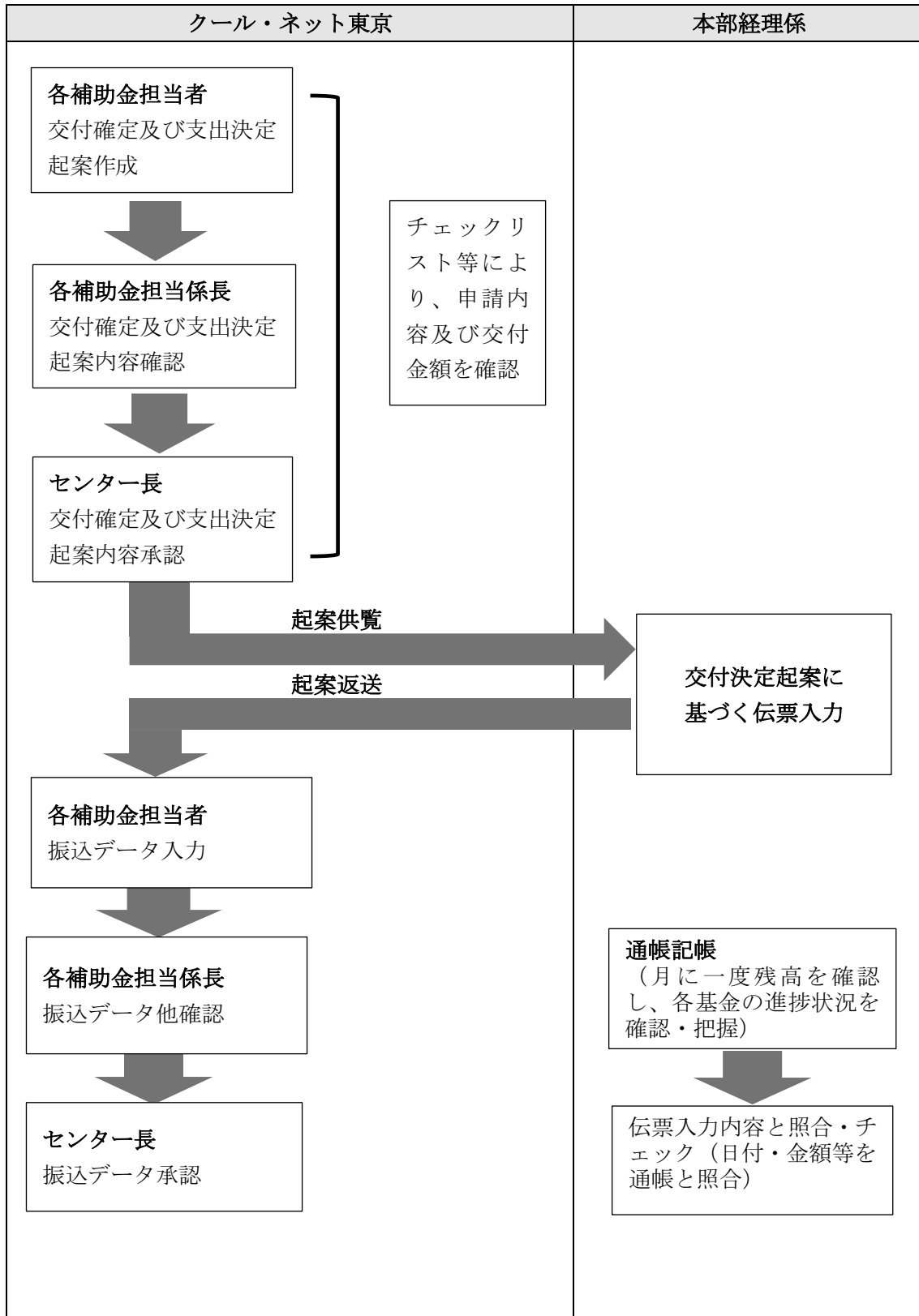
クール・ネット東京においては、最終的にはセンター長が送金のボタンを押しており、最低限の牽制機能は確保されていると考えられるが、単独の部門で助成先の決定から助成金の送金手続きまでを実施しており、部門を超えての内部統制構築までには至っていない。

また、本部経理係は、実際の基金の送金の事実をもって会計処理しておらず、あらかじめ起案供覧を受けて作成した伝票について、月 1 回の預金通帳の記帳により支出を確認し、会計伝票を確定している。

環境公社における基金の振込手続のフローは、図 (環境公社における基金の振込手続フロー) のとおりである。

助成金については、クール・ネット東京において、助成先の決定を行い、支払金額、支払日を確定後、本部経理係に対して支出の依頼を行い、実際の支出行為は経理係が行い、経理係内財務担当が、その支出の事実に基づいて会計処理を行うという適切な職務分掌に基づく内部統制を構築されたい。

図 環境公社における基金の振込手続フロー



(環境公社作成資料より監査人が作成)

(意見 2－5) 預り基金の運用方法について (本文 271 頁)

平成 29 年 3 月 31 日現在の預り基金 46,622,805 千円については、その全額を金融機関に決済用預金として預け入れ管理している。決済用預金として預け入れている理由は、元本の完全なる保全を意図したものであるが、他金融商品の運用方法について十分な検討がなされていない。

平成 28 年度の都における水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金 400 億円については、譲渡性預金として運用しており、年 0.09% で運用し 36,712 千円の利息を得ている。

環境公社においては、例えば「地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業」に係る都に対する出えん金の請求において同基金の振込先を決済用普通預金としているが、預り基金の運用を決済用普通預金とすべく十分な検討を行っている証跡がみられない。

環境公社は、基金の運用により得られた運用益について、都との契約により環境公社として独自に使用できないことから、元本保全を第一義とする運用方法を採用しているが、果実の基金元本への組み入れがなされれば、その分助成事業資金が増加することになるため、基金の受け入れの際、元本の保全を前提として、より有利な運用方法を都と環境公社にて協議、検討されたい。

(指摘 2 - 2) 預り基金の管理のための台帳整備について (本文 272 頁)

環境公社の財務規程第 1 節第 6 条において、環境公社は固定資産台帳を備えなければならないとされ、同規程第 1 条において投資資産は固定資産に含まれると定められている。これらの規定から、預り基金についても台帳の整備が当然に必要であると解釈できるが、現在のところ整備されていない。

なお、環境公社では、預り基金の補助元帳を有しているが、都から出えんを受けてから事業を完了するまで複数年度にまたがるために、単年度で更新される財務会計システムから出力される補助元帳では、十分にその管理目的を満たすことはできない。

したがって、財務部門が管理するために必要な事項、すなわち基金の受入から事業の完了までの受入記録、助成先、助成金額に関する記録など、預り基金に関する異動状況を網羅できるよう預り基金台帳を整備されたい。また、台帳と預り基金勘定との整合性について定期的に検証されたい。

なお、預り基金台帳のイメージを示すと以下のとおりである。

【(参考) 預り基金台帳のイメージ】

預り基金台帳							
基金名							
事業年度							
助成対象							
預け先 金融機関					口座番号		
基金受払状況							
年	月	日	助成先	受入	払出	残高	検証

(意見 2-6) 水素情報館「東京スイソミル」来館者の増加施策の検討について (本文 277 頁)

スイソミルにおける現状の来館者の状況は、都民人口に占める来館者数の割合や、来館者の居住地が江東区及びその周辺区に偏りが見られる点において、都民全体に対する水素社会の普及啓発活動としてはいまだ十分であるとは言えない状況にある。加えて、開設から日が浅く十分な来館者数を確保できなかったとはいえ、監査人の試算によると、少なくとも 1 人を呼び込むために 5,773 円のコストが生じていると考えられ、これが適正な水準であるのか疑問である。

このような状況にある原因の一つとしては、スイソミルの設立段階において、具体的な来館者数の想定をしておらず、結果的に 1 人当たりコストの適正水準の設定ができていなかったことが挙げられる。

したがって、環境公社は、今後、来館者数目標の再設定を行い、1 人当たりコストの適正水準を設定するなどして、事業にかかるコストと水素社会の普及啓発活動の効果とのバランスを適切に図るとともに、来館者数の増加に向けた取組をさらに強化されたい。

(意見 2-7) 廃棄物埋立作業業務にかかる長期間・同一事業者に対する特定契約について (本文 292 頁)

都が所有する廃棄物埋立処分場の管理運営業務は、環境公社が元請として環境局から特命随意契約によって受託しているが、平成 28 年度においては、当該受託業務の 50% 超を一般事業者である特定の 2 社に対して特定契約をもって委託発注している。また、この委託は、平成 21 年から 9 年間継続して行われている。

この点、廃棄物埋立処分場は公共性の高い施設であることからすると、都を支援・補完する役割を担う監理団体である環境公社に当該施設の管理運営をゆだねることは、特別区や関係団体との調整を行いつつ、効率的な管理運営と行政サービスの向上を図る目的の達成に資するため、一定の合理性がある。

しかし、長期間にわたり特定の 2 業者を相手方とした特定契約を締結し続けることは、事業の継続性・安定性及び契約の公平性・公正性の観点から問題がある。

したがって、環境公社は、十分に環境局と協議しながら、中長期的な観点から、様々なリスクを想定した上で、事業の継続性・安定性及び契約の公平性・公正性を担保できる仕組みを構築されたい。

(指摘 2 - 3) 不適切な予定価格の設定について (本文 294 頁)

個別の契約書類を任意に閲覧した結果、3 件の不適切な予定価格の設定案件が検出された。具体的には、委託業務の予定価格設定の際に使用する諸経費率が、環境公社自ら定めたルールである枠 (11.50%~27.00%) を超えて予定価格を設定していた案件が 2 件、本来予定価格に用いるべき直接経費単価に古い単価を用いていた案件が 1 件である。

予定価格は、契約を締結する際の契約金額決定の基準とするために設定されるものであり、契約の相手方を選定する場合の絶対的な基準となるものである。そのため、この予定価格の設定に不備があれば、経済性が失われる場合や業務が滞る場合などが起こり得ることとなる。

したがって、環境公社は、業務担当部署だけでなく、契約担当部署においても予定価格の設定に対するチェックをこれまで以上に徹底されたい。

(意見 2 - 8) 神田情報センターにおける適切な内部統制の構築について
(本文 297 頁)

環境公社では、自らの会計事務監査で複数回検出された神田情報センターにおける分割発注の事実を受け、神田情報センターには独自の厳しいルールを課すなどの取組を行っているが、分割発注そのものを直接的に防止する取組であるとは言えない。

神田情報センターにおける分割発注防止のためには、契約を締結する前段階において、如何に予防し得る内部統制を構築するかが重要であるため、環境公社は分割発注に効果的な予防的な内部統制を検討の上、適切な内部統制を構築されたい。

(指摘 2 - 4) 少額契約案件の発注単位について (本文 299 頁)

環境公社では、事業別管理の徹底を図ることを目的として、発注権限を有する部署単位ではなく、事業単位で契約案件の発注を行う運用となっているため、同一部署・同一時期の発注であったとしても、紐づく事業が異なれば、別々の契約案件として取り扱われている。

しかしながら、少額契約の締結単位と事業別管理とは全く異なる次元のものであるため、同じ次元で議論できるものではなく、また経済性・公正性を損なってまで事業別管理を優先するという考えは問題である。

少なくとも同一部署・同一時期に汎用品等を購入する場合など、一体として発注することができる場合には、競争性ある方法を採用する方が経済性・公正性を確保する観点から望ましいと考えられるため、従来からの運用方法を見直されたい。

(指摘 2-5) 分割発注の防止について (本文 301 頁)

神田情報センターで検出された分割発注を受け、他にも同様の案件がないかどうか確認したところ、環境科学研究所において、発注数が不合理である案件が 1 件と類似の案件が 1 件検出された。具体的には、前者については、合理的な理由に基づかず汎用品を 8 箱購入していた案件であり、後者については、類似の物品である「冷凍庫」及び「冷凍冷蔵庫」を同一相手先から購入していた案件である。

環境公社は、都の監理団体として、契約の競争性・公正性を確保すべき立場にあることから、業務の発注に当たり、一者（単数）見積処理を行うために安易に契約を分割することのないよう契約の事務処理体制を見直し、徹底した分割発注の防止体制を構築されたい。

なお、その際には、意見 2-8（神田情報センターにおける適切な内部統制の構築について）で構築する内部統制との整合性に留意されたい。

(意見 2-9) 少額契約の金額的基準について (本文 305 頁)

都と環境公社が採用する現行の契約制度を比較してみると、その一部に乖離が見受けられる。具体的には、都においては予定価格が 30 万円未満であれば「少額契約」での発注が可能であるとされているのに対して、環境公社においては、予定価格が 50 万円以下であれば「少額契約」として発注することが可能となる。つまり、環境局では競争性を確保しながら発注しなければならない事案であっても、環境公社で発注すると、一者からの見積書の徴取で足りるというケースが存在するのである。なお、平成 28 年度では、1 億 7 千万円以上がこのケースに該当する。

ところで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び東京都監理団体指導監督基準第 5 において「少額契約」が一者（単数）の見積書の徴取で足りるとされたのは、金額が僅少な契約にまで複数の見積書を徴取することを貫くと、事務処理が煩雑となりかえって不経済となるためである。もちろん、「少額」の基準の設定が監理団体の自律的な判断にゆだねられていることを根拠として、現行の環境公社における少額契約の範囲が、社会通念上合理的な範囲内であると解釈する余地はある。

しかしながら、①環境公社が行っている大部分の業務は、環境局から受託している業務であるという点に鑑みると、ほとんどの事業費の原資は都税であると言っても過言ではなく、このような場合にまで都の「少額」の基準である 30 万円未満を超えた金額を環境公社の「少額」として設定することには疑問がある。また、②環境局と一体となって環境行政を推し進めるべき監理団体としての立場からすると、公正性・透明性・競争性・経済性の確保という観点も重要である。

したがって、環境公社は、監理団体として確保すべき契約の公正性・透明性・競争性・経済性が実質的に担保されるよう少額契約の金額的基準について、改めて見直されたい。

登録番号 (29) 138

平成30年2月発行

平成29年度包括外部監査報告書（指摘・意見一覧）

発行 東京都総務局行政改革推進部行政改革課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号03(5388)2339

印刷 株式会社イマイシ
東京都足立区梅島一丁目31番地
電話番号03(3848)1311



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。